



事 務 連 絡  
令和 2 年 1 2 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

### 治験副作用等症例の定期報告に関する質疑応答集（Q & A）について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 273 条に基づく治験副作用等症例の定期報告については、「治験副作用等症例の定期報告に係る留意事項について」（令和 2 年 8 月 31 日付け薬生薬審発 0831 第 14 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知。以下「治験定期報告課長通知」という。）及び「治験副作用等症例の定期報告に関する質疑応答集（Q & A）について」（平成 25 年 7 月 1 日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）により、その取扱いを示しているところです。

今般、治験副作用等症例の定期報告に関する質疑応答集（Q & A）を別添のとおり改めましたので、貴管下関係業者、医療機関等に対し御周知いただくようお願いいたします。

なお、治験定期報告課長通知において従前の例により治験の計画の届出を提出したものについては、被験薬以外の治験使用薬に関する対応は要しないとされていることを申し添えます。また、旧事務連絡は廃止いたします。

## 別添

### 治験副作用等症例の定期報告に関する質疑応答集（Q & A）について

#### < 年次報告の起算日 >

Q 1

年次報告の起算日を初回届出年月日、開発国際誕生日又は国際誕生日以外の日に設定したい場合、具体的にはどのようにすればよいか。

A 1

年次報告の起算日を変更する前に「報告起算日の変更願」を医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という）審査マネジメント部審査企画課に提出すること。「報告起算日の変更願」（自由形式）には、「治験成分記号」、「元の起算日」、「新しい起算日」、「起算日を変更する理由」、「次回の予定調査単位期間」を記載する。

また、起算日を初回届出年月日、開発国際誕生日又は国際誕生日以外の日に変更した年次報告については、別紙様式 1 の備考欄にその旨を記載しておくこと。

なお、被験薬以外の治験使用薬については報告起算日の変更願は要しない。

#### < 年次報告の再開 >

Q 2

効能追加等の開発で当該有効成分の治験を改めて始めることに伴い、年次報告を再開する際の起算日はどのように考えればよいか。

A 2

原則として、再開前の年次報告の起算日から起算して 1 年の整数倍を経過した日のうち、開発の再開となる届書を提出する日の直前の日を起算日として年次報告を行う。なお、再開時の起算日を再開前の起算日以外の日を設定する場合は、Q 1 を参照すること。

#### < 年次報告の再開 >

Q 3

効能追加等の開発で当該有効成分の治験を改めて始めることに伴い年次報告を再開する場合、別紙様式 1 の報告回数はどうのように数えればよいか。

A 3

直近の報告回数に引き続き数えること。

#### < 別紙様式 1 について >

Q 4

「被験薬以外の治験使用薬情報」欄について、当該被験薬について、被験薬

以外の治験使用薬が複数存在する場合はどのように記載すべきか。

A 4

届書に記載した一般的名称及び使用用途（対照薬、併用薬、レスキュー薬等）を列記するとともに、どの治験で使用されているものかを識別できる情報（主たる被験薬の治験成分記号及び届出回数）を記載すること。

<別紙様式2について>

Q 5

被験薬について、別紙様式2の国内重篤副作用等症例の発現状況一覧の累積件数は、いつ時点からのものとすればよいか。

A 5

原則として、我が国において初めて当該被験薬の治験の計画の届出がなされた時点から、国内で実施された治験より報告された重篤な副作用等症例の累積件数を記載すること。治験の依頼をした者/自ら治験を実施した者として届け出た治験以外の治験より報告された重篤な副作用等症例の情報を入手した場合には、それも含めた累積件数を記載すること。

有効成分が同一である複数の被験薬について一の年次報告により報告する場合には、そのうち最も早く治験の計画の届出がなされた当該被験薬に係る症例からの累積件数とすること。

また、被験薬別、剤形別、投与経路別等に分けて集計してもよいが、この場合は別紙様式2の備考欄にその旨を記載すること。

Q 6

別紙様式2の国内重篤副作用等症例の発現状況一覧に記載する被験薬以外の治験使用薬に関する累積件数については、当該治験において入手した情報についてのみ記載することでよいか。

A 6

副作用等の発生傾向を正確に把握するためにも、被験薬以外の治験使用薬に関しても、可能な限り、被験薬と同様に国内で実施された治験より報告された重篤な副作用等症例の累積件数を記載することが望ましい。

<年次報告の実施医療期間への通知>

Q 7

規制当局への報告について、開鍵情報をもって国内重篤副作用等症例の発現状況一覧（別紙様式2）を作成した場合であっても、国内治験における盲検性を維持する必要があるときは、未開鍵情報により当該別紙様式2を作成し、

治験実施医療機関への通知に使用してもよいか。

A 7

よい。

< M e d D R Aバージョン >

Q 8

国内重篤副作用等症例の発現状況一覧(別紙様式2)に用いるICH国際医薬用語集日本語版(以下「MedDRA/J」という。)のバージョンについては、当該調査単位期間中は同一のバージョンを使用することとされているが、他の調査単位期間においては別のバージョンを使用することは可能か。

A 8

可能であるが、使用したMedDRA/Jのバージョンが分かるように記載すること。

< 治験と製造販売後臨床試験の両方を実施している場合の年次報告 >

Q 9

治験安全性最新報告(DSUR)に製造販売後臨床試験から得られた情報を含める場合にはどのように記載すればよいか。

A 9

DSURを作成する場合、製造販売後臨床試験から得られた情報もDSURに含めることとなる(「治験安全性最新報告について」(平成24年12月28日付け薬食審査発1228第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)を参照。)。この場合、製造販売後臨床試験からのデータと重要な安全性所見を該当する各項に記載する。

また、重要な安全性情報がある場合には、年次報告の別紙様式1にも記載する。なお、年次報告の別紙様式2には、治験から報告された重篤な副作用等を記載すればよいため、製造販売後臨床試験から得られた情報は必ずしも含めなくてよい。

< 製造販売後臨床試験実施医療機関への通知 >

Q10

国内既承認医薬品の効能・効果等の一部変更を目的とした治験が行われている期間内に、製造販売後臨床試験を実施している場合、製造販売後臨床試験を実施している医療機関へ年次報告を通知する際の様式はどうすればよいか。

A10

当該製造販売後臨床試験からの重篤副作用等を別紙様式 2 の形式で作成して、実施医療機関へ通知する。

< 年次報告の治験実施医療機関への通知 >

Q11

調査単位期間中に国内治験で集計対象の重篤副作用等症例がない場合においても、別紙様式 1 及び別紙様式 2 を治験責任医師及び実施医療機関の長へ通知する必要があるか。

A11

治験実施期間中は、開発期間中に入手できる全ての情報源（非臨床、文献、市販後等）からの情報を元に治験薬安全性情報を検討し、DSURが作成される。少なくとも被験者が治験に参加中である期間内は、重篤副作用等症例発生の有無に関わらず、DSURの概要である年次報告の別紙様式 1 及び別紙様式 2 を治験実施医療機関に通知する必要がある。

< 年次報告が不要となる場合 >

Q12

年次報告が不要となる試験には、どのようなものがあるか。

A12

以下の試験が該当する。なお、年次報告が不要となる場合には、別紙様式 1、別紙様式 2 及び DSUR のいずれの提出も不要である。

「医薬品の承認申請について」（平成 26 年 11 月 21 日付け薬食発 1121 第 2 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）における医療用医薬品の申請区分のうち、以下の申請を目的として生物学的同等性試験のみを行う場合（なお、この場合の「生物学的同等性試験」とは、バイオアベイラビリティを比較することで同等性を証明する試験に加え、薬理効果を指標に治療学的同等性を証明する薬力学的試験を含む。）

- ( 8 ) 剤形追加に係る医薬品（再審査期間中のもの）
- ( 8 の 2 ) 剤形追加に係る医薬品（再審査期間中でないもの）
- ( 10 ) その他の医薬品（再審査期間中のもの）
- ( 10 の 2 ) その他の医薬品（( 10 ) の場合であって、生物製剤等の製造方法の変更に係るもの）
- ( 10 の 3 ) その他の医薬品（再審査期間中でないもの）
- ( 10 の 4 ) その他の医薬品（( 10 の 3 ) の場合であって、生物製剤等の製造方法の変更に係るもの）

また、一般用医薬品については、局長通知における一般用医薬品の申請区

分のうち、申請区分(1)新有効成分含有医薬品の申請を目的とする試験以外は年次報告の提出は不要とする。

後発医薬品の開発のための試験において、各試験の実施期間が1年未満の場合

医師主導治験において、各試験の実施期間が1年未満の場合

なお、上記及びにおける「各試験の実施期間」とは、実際に実施された試験の期間を示すものであり、各種届書(治験計画届書、治験計画変更届書、治験中止届書又は治験終了届書)の実施期間欄(実施期間欄がない場合は備考欄)に記載された実施期間と理解してよい。

#### <電子媒体の提出について>

Q13

年次報告を治験定期報告課長通知1.(11)アに基づき、電子媒体で提出する場合、どのようなファイルを提出すればよいか。

A13

ファイルはPDF形式とし、別紙様式1、別紙様式2及びDSURの3つのファイルに分けて作成することが望ましい。ファイルが結合できず、以下の3つのファイル以外のファイルが生じる場合は、ファイル名を「その他\_治験成分記号\_回(報告回数)\_企業名」とすること。

#### <ファイル名のつけ方>

- ・別紙様式1：別紙様式1\_治験成分記号\_回(報告回数)\_企業名
- ・別紙様式2：別紙様式2\_治験成分記号\_回(報告回数)\_企業名
- ・DSUR：DSUR\_治験成分記号\_回(報告回数)\_企業名

#### <電子媒体の提出について>

Q14

年次報告を治験定期報告課長通知1.(11)アに基づき、電子媒体で提出する場合、報告者の情報等を表示する必要があるか。

A14

必要である。電子媒体には、以下の事項を表示すること。

- (1)報告者の氏名(法人にあっては法人の名称)並びに担当者の氏名、所属及び電話・FAX番号又はメールアドレス
- (2)治験成分記号、報告回数
- (3)報告年月日
- (4)受付番号(何も記載せず、欄のみ作成すること)

Q15

被験薬以外の治験使用薬の年次報告の報告義務期間をどのように考えればよいか。

A15

< 治験計画届書の提出を要する場合 >

当該治験使用薬を用いる治験に係る届書を提出した日から、以下のうちいずれか早い日までの期間とする。

- 当該治験に係る治験終了届書の提出日
- 当該治験における被験薬の承認取得日
- 当該治験における被験薬の開発中止届書の提出日

< 治験計画届書の提出を要しない場合 >

当該治験使用薬を用いる治験実施計画書に記載している実施期間の開始日から、以下のうちいずれか早い日までの期間とする。

- 当該治験使用薬を用いる治験実施計画書に記載している実施期間の終了日
- 当該治験における被験薬の承認取得日
- 当該治験における被験薬の開発を中止する旨をPMDA審査マネジメント部審査企画課に書面（様式自由）により申し出た日

Q16

「治験の依頼をしようとする者による薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて」（令和2年8月31日付け薬生薬審発0831第10号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）又は「自ら治験を実施しようとする者による薬物に係る治験の計画の届出等に関する取扱いについて」（令和2年8月31日付け薬生薬審発0831第11号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）に基づき、従前の例により治験の計画の届出を提出したものについて、治験定期報告課長通知の別紙様式1「被験薬以外の治験使用薬情報」欄は、空欄のままでよいか。

A16

空欄のままでよい。

Q17

治験定期報告課長通知1.(8)イに基づき、留保を解除し、副作用等症例の年次報告を再開する場合は、どのような点に留意すべきか。

また、提出書類については、電子媒体で提出することは可能か。

A 17

別紙様式 1 の報告回数は空欄とすること。調査単位期間は前回報告した定期報告の調査単位期間の翌日から直近の起算日の前日までとすること。DSUR については、直近の起算日の前日までの一年分を添付することにより。

また、年次報告を留保している期間中に収集した安全性情報を治験薬概要書及び治験実施計画書又は承認申請資料概要へ反映させること。

提出書類は電子媒体で提出することも可能である。提出書類すべてを PDF 形式で保存した電子媒体 1 部、留保解除申出書の紙資料 1 部を提出すること。

<ファイル名のつけ方>

- ・留保解除申出書：留保解除申出書\_治験成分記号\_企業名
- ・別紙様式 1：留保解除\_別紙様式 1\_治験成分記号\_企業名
- ・別紙様式 2：留保解除\_別紙様式 2\_治験成分記号\_企業名
- ・DSUR：留保解除\_DSUR\_治験成分記号\_企業名

また、電子媒体には、以下の事項を表示すること。

- (1) 留保解除申出者の氏名(法人にあっては法人の名称)並びに担当者の氏名、所属及び電話・FAX 番号又はメールアドレス
- (2) 治験成分記号
- (3) 留保解除申出年月日
- (4) 受付番号(何も記載せず、欄のみ作成すること)

なお、留保解除申出書の提出にあたっては、事前に PMDA 審査マネジメント部審査企画課に連絡すること。

<被験薬以外の治験使用薬に係る定期報告の報告方法について>

Q 18

治験定期報告課長通知 1.(15)において、「なお、被験薬を複数使用する治験内で使用する被験薬以外の治験使用薬については、いずれかの被験薬とまとめて報告することで差し支えない」とあるが、具体的にどのように報告することになるか。

A 18

	治験成分記号		一般的名称
	主たる被験薬	被験薬	被験薬以外の治験使用薬
治験計画届書 1	A	-	X(以下、X1 とする)
治験計画届書 2	A	B	Y(以下、Y2 とする)
治験計画届書 3	C	B	Y(以下、Y3 とする)



			Z (以下、Z3 とする)
--	--	--	---------------

被験薬以外の治験使用薬について、アルファベットが同じものは同一有効成分とする。

一の治験計画届書において被験薬を複数使用する治験の例として、上記の表とすると、以下のとおり報告すること。

X1 は、A の定期報告とまとめて報告する。

Y2 は、A 又は B の定期報告とまとめて報告する。

Y3 は、C 又は B の定期報告とまとめて報告する。

Z3 は、C 又は B の定期報告とまとめて報告する ( Y3 を C の定期報告にまとめて報告したとしても、Z3 を B の定期報告にまとめて報告することは可能 ) 。